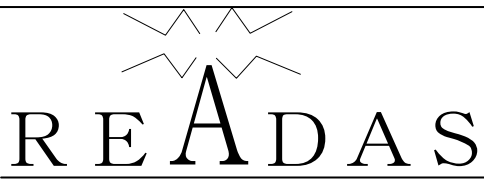


第 5433 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月23日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続財産を譲渡した場合の特例

Q：相続財産を譲渡した場合には特例があるようですが、どのような内容なのですか？

A：一定期間内に土地等を譲渡した場合には、一定の金額が取得費に加算されます。

【解説】

相続や遺贈により取得した財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限(10ヶ月)の翌日以後3年以内に譲渡した場合には、次の金額をその土地等の取得費に加算することができることになっています。いわゆる取得費加算の特例といわれるものです。

$A \times B \div C =$ 取得費に加算できる金額

A：その者の納付すべき相続税額

B：その者の相続税の課税価格の計算の基礎とされたその譲渡した財産の価額

C：その者の相続税の課税価格(債務控除前)

ただし、この取扱いは、平成27年1月1日以後の相続により取得した土地等を譲渡した場合に適用され、それ以前、平成26年12月31日までに相続により取得した土地等を譲渡した場合には、上記算式のBを以下の金額B'として計算した金額を取得費に加算することができることとなっています。

B'：その者が相続によって取得したすべての土地等の価額

いつの相続によって取得した土地等なのかによって、取扱いが違いますので注意してください。

